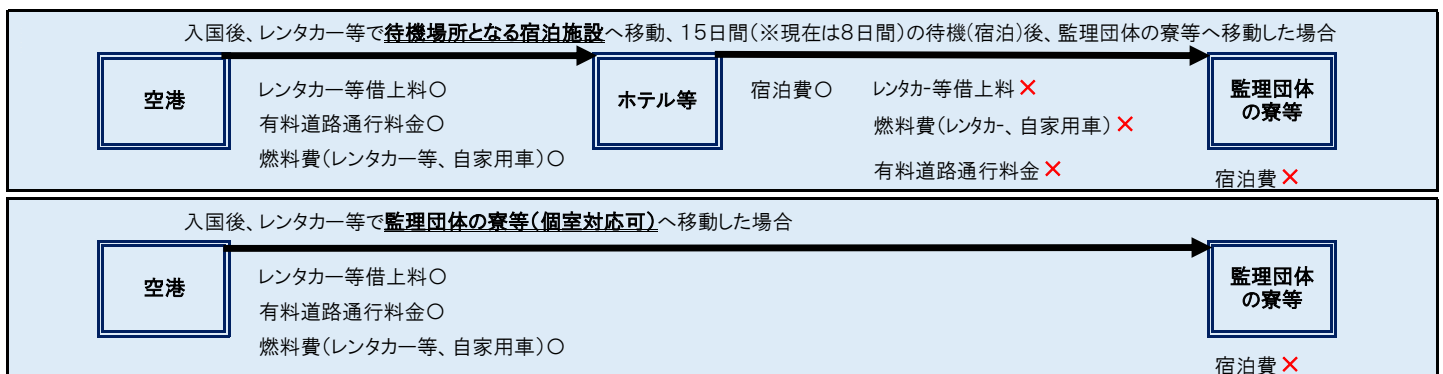



# 長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金のご案内

(令和4年度補助金)

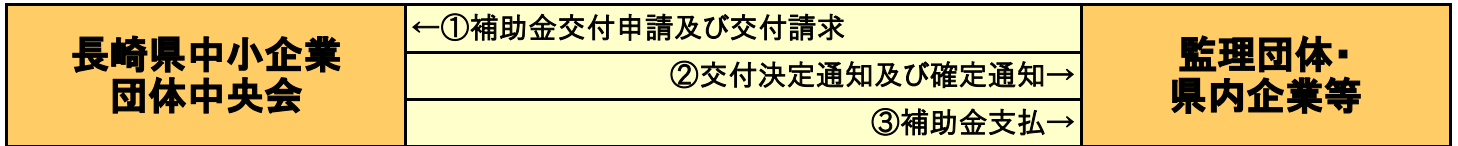
【事業内容】	長崎県内で雇用される「外国人技能実習生」及び「特定技能外国人」の入国に際して、新型コロナウイルス感染症の水際対策として、宿泊施設での待機や公共交通機関の不利用等の措置が求められる期間に、受入事業者等が負担した宿泊費用等を補助します。
【補助対象となる在留資格】	「技能実習」 「特定技能」
【補助金の交付対象者(申請者)】	国から要請されている新型コロナウイルス感染症水際対策に必要な防疫事項を遵守している次の者 ①県内企業等で雇用される外国人技能実習生又は特定技能外国人を受け入れた監理団体及び登録支援機関 ②外国人技能実習生等を受け入れた県内企業等(法人及び個人)
【補助対象経費】	①宿泊費(15泊分を上限) ②レンタカー等借上料 ③有料道路通行料金 ④燃料費 ⑤PCR検査等費用 ⑥陰性証明書発行費(国内に限る) ※令和3年11月8日以降の入国分の支出経費
【補助額】	補助対象経費の3/4以内 ※外国人技能実習生等1人につき10万円上限
【申請期間】	令和4年6月1日(水)～令和4年9月30日(金) 消印有効
【申請方法】	郵送(感染症対策のため原則として郵送のみとさせていただきます。) ※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。
【申請書類の様式等】	長崎県中小企業団体中央会のホームページに掲載しています。ダウンロードしてご使用ください。(https://www.nagasaki-gaikokujinzai.jp)

(補助対象となる入国時経費の例) 「○」は補助対象となりますが、「×」は補助対象となりません。 ※交通費については、公共交通機関不利用時(入国時検査から24時間以内に移動が完了し、かつ、最短距離での移動を行う場合を除く。)が対象となります。



【問合せ先】	長崎県中小企業団体中央会 総務課内 外国人材受入緊急支援事業事務局 〒850-0031 長崎県長崎市桜町4番1号 長崎商工会館9階 電話 095-826-3201 FAX 095-821-8056 E-mail gaikokujinzai-hojo@nagasaki-chuokai.or.jp 受付時間 9時～12時 13時～17時(土日祝日・年末年始を除く)	
--------	---	---

# 申請スキーム



## 申請者に準備していただく書類

補助対象経費		<b>①宿泊費(15泊分を上限) ②レンタカー等借上料 ③有料道路通行料金</b> <b>④燃料費 ⑤PCR検査等費用 ⑥陰性証明書発行費(国内に限る)</b> <small>※令和3年11月8日以降の入国分の支出経費</small>		
交付申請に必要な書類	共通書類	1	チェックシート	
		2	長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金交付申請書及び交付請求書	
		3	誓約書	
		4	合意書 ※監理団体等を通じて技能実習生等を受け入れた場合に必要(申請者(監理団体・県内企業等)にかかわらず必要)	
		5	在留資格及び入国日を証する書類(在留カードの写し及びパスポートの上陸許可(証印)のページの写し)	
		6	長崎県内の事業所で受け入れた外国人材であることを証する書類 ①技能実習の場合 ・技能実習計画認定申請書(実習計画含む)の写し ・技能実習計画認定通知書の写し ②特定技能の場合 ・パスポートの指定書の写し ・就業場所を確認できる雇用契約書の写し ※長崎県内の事業所で雇用された者だとわかるもの	
		7	通帳(振込先口座)の写し ※金融機関、本支店名、店番号、口座種別、口座番号、カタカナでの口座名義が確認できるもの	
	その他の書類	8	宿泊施設の領収書の写し及び宿泊証明書 ※宿泊場所、宿泊者、宿泊日、宿泊費、支払日、支払先、一人当たり必要費用がわかるもの	PCR検査等を受けた病院等の領収書(明細書)の写し ※受診者名、検査日、検査機関名、支払者、支払日、支払先、一人当たり必要費用がわかるもの
		9	レンタカー申込書又はレンタカー会社等からの領収書の写し ※借上の事実、借上日数、借上費がわかるもの	
		10	有料道路の領収書又は利用証明書の写し ※利用日、利用区間、通行料金がわかるもの	申立書 ※外国人技能実習生等個人が立替払いした場合又は領収書(明細書)宛名が外国人技能実習生等の場合
		11	検疫所に待機場所(宿泊場所)を申告した書類 (健康カードや質問票の写し等) ※上記書類がない場合、待機場所に関する報告書を提出	